## 議事録

会議の名称	平成25年度 笠間市情報公開等審査会議事録
開催日時	平成26年2月10日(月) 午前9時30分~午前11時30分
開催場所	笠間市役所本所 2階 中会議室 事 務 局 総務部総務課 文書法制G
会議の公開	■ 公開 □ 非公開 □ 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由>
出席者	委員:藤枝委員,植崎委員,栗原委員,稲見委員 事務局:櫻井課長,後藤補佐, 山崎主査,宇野主事
議題	【諮問】笠間市既存システムと連携基盤プラットフォームを経由した介護 健診ネットワークシステムとの結合について
議事(審議経過及び発言内容)	

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 案 件
- (1)議長の選出 互選により会長に決定
- (2) 諮 問 笠間市既存システムと連携基盤プラットフォームを経由した介護健診ネットワークシステムとの結合について
- 会 長 笠間市既存システムと連携基盤プラットフォームを経由した介護健診ネットワークシ ステムとの結合ついて、事務局から説明を。
- 事務局 (資料に基づき説明)
- 担当課 (資料に基づき説明)
- 会 長 委員からの質問等をお願いします。
- 委員 この事業運用に当たっては監査が重要と考えるので具体的な説明をお伺いしたい。マイナンバー法も関わってくることから、市民が「誰が」「いつ」「何の目的」で自分の情報にアクセスしたのか知りたいと申請すれば、それが確認できるのでしょうか。
- 担当課 この事業における「監査」については、「各事業所が、運用規程に基づいて実施しているか」について行うものであり、市民個人の情報の取扱いについて行うものではありません。また、各個人については、情報連携サービスを受けたいという申請をしていただき、同意を得てサービスを受ける、というものであり、「自分の情報がどう見られているのか」という点について明確には出すことはできません。
- 委 員 では、もし事故があった場合、そのログを確認して調査することは可能なのでしょう か。

担当課 ログの管理については、今年度については企画政策課において担当として管理している。「どの事業所の誰が」「誰の」「どのような」情報を見たのか、追跡できるシステムとなっております。

委員 そのログは今後も蓄積していく予定ですか。

担当課 ログの保管について年数の定めはないが、現時点ではずっと保管していく予定で検討しております。

委員 該当の方が亡くなったときは、データの扱いはどうなるのですか。

担当課 現時点では、住民基本台帳システム上でその方が亡くなった又は市外に転出され笠間 市民ではなくなった時点で、該当者のデータは全て消去されます。

委員 住民基本台帳システムと連携して、ログも含めて消えるのでしょうか。

担当課 死亡又は転出に連携してデータが消えることとなってはいますが、ログまで消えるかどうかについては確認できておりません。

委員 既往歴などの個人情報は非常に高いレベルのものですし、例えばがんの家系であれば、素人の人が見てもわかってしまうと考えられるので、その辺の取扱いについて具体的にもう一歩踏み込んで、ログが将来的にどうなるのかわかるようにしていただければありがたいと思います。

担当課 ありがとうございます。ログの管理につきまして確認して後日ご報告いたします。

会 長 ほかにご質問等ございますか。お聞きしたいことでもかまいません。

委員 こちらの資料を拝見いたしますと、個人情報の保護についてはさまざまな措置が講じられているようなのですが、実際に個人情報が外部に出てしまい、悪用されたような場合には、責任箇所に対する罰則はどのようになっているのですか。

担当課 罰則といいますか責任の所在でございますが、現時点で、介護事業者及び私たち笠間 市それぞれが個人情報の保護について責務をもっております。情報が外部に出てしまった要件に基づいてそれぞれのものが責任者となります。市は、市の責任の中で個人情報 保護に対して対策を練っておりますが、介護事業者は介護事業者として、システムのハード的な面で私たちに責任があるときには市が責任を負いますが、介護事業者の人的エラーなどにより問題が生じたときは介護事業者の責任になりますので、それぞれの規程 に基づいて対応される、ということと考えております。

会 長 よろしいでしょうか。ほかにありませんか。なければ、次に進めさせていただきます。通常ですと、この後、諮問に対する答申をまとめるという作業になりますが、「4 その他案件 介護健診ネットワークシステムの構築に伴う本人同意のありかたについて」がこの諮問と密接な関係がありますので、引き続き「4 その他案件」について協議し、その後に答申案をまとめるということで、いかがでしょうか?

(異議なし)

会 長 それでは、次のその他案件について、担当課より説明をお願いします。

担当課 (資料に基づき説明)

事務局 事務局から補足いたします。今回の「同意のあり方について」ですが、何らかの制度 改正をしたとしても、介護事業に関し、関係者間で情報を共有することについての同意 は、引き続き取ることになります。ケアマネージャー、市、介護事業者等との間で、情 報を紙ベースでやり取りするところまでの同意は、これまでと同様に取ったうえで、そ れがデータベースを経由してコンピューターから取得することができるというところが 今回の発展的な部分です。また、投薬情報についてはまだ検討中ですが、希望者につい てのみということなので、同意はあるという前提になります。救急については、同意を とっていると命にかかわるかもしれないので、同意は取り得ない場合があると考えてい ます。よろしくお願いします。

- 会 長 ありがとうございました。何かご質問等ございますか。
- 委員 市としては今後実施する場合、同意の取得については文書による同意と考えているのでしょうか。それとも黙示の同意と考えているのでしょうか。
- 担当課 同意の種類といたしましては、黙示の同意としたいと考えております。黙示での同意 の取得に加えて条例整備も行い、広く市民の皆様に周知していく予定です。
- 委員 条例を整備していくとのご説明ですが、内容はどんなものになるのですか。
- 担当課 例えば、「笠間市においてはこのようなネットワークを作ります。笠間市で健康診断を した方、介護保険申請をした方は、サービスに必要な情報が、このネットワークを通じ て行政や介護事業者に提供されることになります。」といったことを明らかにする内容の 条例になるかと思います。
- 委員 社会的弱者の方、例えばDVの被害者の方や難病を患っている方というのは、必然的にその方の情報へのアクセスが多くなると考えられ、他の方よりもデータを見られやすいと思われます。そういった少数者への配慮というのは何かあるのでしょうか。「サービスを利用したくない」と希望した人に何か不都合が生じたりすることはあるのでしょうか。
- 担当課 このサービスの提供を希望しない方は登録をいたしません。いわゆるオプトアウトの 方式を明確化して運用していきます。何かデメリットが生じるといったことはないと考 えております。
- 委 員 そうしますと、このシステムへの登録を希望しなくても、事務処理や対応は変わらな いということでしょうか。
- 担当課 登録を希望されない方は、従来どおりの処理になります。提供されるサービスの内容 に変化はありませんが、例えばケアマネ担当者が実際に情報を確認するまでの間など、 処理の時間的な部分については、差が生じる可能性があります。
- 委員 介護事業サービスの対象者から同意を取得されるにあたっては、サービスを受けることによるメリット、デメリットなどがわかる資料があるとよいと思います。
- 事務局 条例の案として,例外規定の中で盛り込む内容,例えば代理者でもよいのか,といったような点について,委員に説明したほうがよいのではないでしょうか。
- 担当課 現在議論されている内容としては、「代諾者」に関するものがあります。この情報連携システムは、本人が正確な判断をできない場合などをそういう方を対象としているのではないのですか、といった質問もありました。この「代諾者」については、本人の子どもでも許されないケース、他人であっても許されるケースなど、多様な場合が想定されますので、そういった方についての地域の介護チーム、ケアマネ担当者等から寄せられる情報を含めて検討していきたいと考えております。代諾者は、広い意味ではなく、適切な判断ができるものに権原があると考え、行わせる方向で条例案も検討しております。その条例の中で決めていくものの代表例として、お配りしております同意の取得に関す

る資料の「別紙2 黙示の同意について」にあります1), 2), 3), 4)を必要事項として入れておりますが,こういったものを明確にして資料についてさらに実施をしていただく点などを,参加者たる市民に理解していただくため,わかりやすい資料を作成する必要があるだろうと考えております。

会 長 はい,ありがとうございました。それでは、諮問に対する答申をまとめるために担当 課のほうは退席していただいて、後は、この審議会の中で答えを導くという作業になり ます。

担当課 ありがとうございました。

(企画政策課 退室)

会 長 それでは、暫時休憩といたします。

(休憩)

会 長 それでは、暫時休憩をといて、会議の方を再開したいと思います。ただいま配られま した答申案についてご検討いただきたいと思います。それでは、答申案について、 事務局から説明をお願いします。

事務局 (答申案について説明)

会 長 ただいま事務局から答申案について説明がありました。何かご質問等ありますか。

委員 同意の取得に関する資料の中で、「個人情報保護法第23条及びガイドライン」とあるが、これ以外に国の方針などは出ているのでしょうか。また、個人情報保護法そのものの改正はあるのでしょうか。いつごろなのか、どんな内容なのか、わかるのであれば、教えていただきたい。

事務局 国は、昨年の12月に「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針(案)」を 策定しており、総論的なところのみですが、方向性を指し示しております。個人情報保 護法につきましては、平成26年6月までに法改正の内容を大綱としてとりまとめ、平成 27年通常国会に法案提出することを目指すこととなっておりますので、平成26年から 27年の間で、具体的な内容が固まってくるような状態です。笠間市の事例が、法改正の リーディングケースになる可能性もあります。大綱についてはクラウド協議会の委員の 方と同じ方もいらっしゃいまして、市の動向を非常に注視していらっしゃいます。

委員 その法改正を待っていたのでは、事業が遅れてしまうということですか。

事務局 目指しているのは来年の本格運用なので、むしろ法を引っ張るくらいの考えでやって いく予定でおります。

委員 今年の6月に出る大綱までは待つことは可能なのですか。

事務局 6月の大綱については、策定を待って、反映させることが可能です。

委員 反映が可能なのであれば、今回の条例を策定させる際に国の大綱等も勘案して、参加 者については取扱いを定めたほうがよいと考えます。

会 長 ただいま委員のほうから、国のほうの 6 月の大綱を勘案してくださいとのお話がありましたが、笠間市としてはそういう形で審査会の判断の中に加える形になるということでしょうか。

事務局 今回の結論のみ「妥当」と判断していただいたとしても、ただしということで、今後 予定されている本格運用については、「今後出される国の方針等を十分に勘案して、適 切な対応をされたい」ですとか、先ほどありました「社会的弱者への対応」ですとか「ア クセスログ管理」といったところを書いて、今後の指針としていただく。ただ、この諮問はあくまで実証実験の「結合」なので、本旨ではなく、判断のところでそういう点も含めてご指摘いただければと考えております。

会 長 事務局から提案がありましたが、いかがですか。

委員 さきほどあげられた問題点を加えていただけばよろしいかと思います。

会 長 では、事務局のほうでまとめてお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。では、いただいたご意見をまとめて加えさせていただいて、 委員の皆様に答申案ということでお送りいたします。この案につきましてご意見を頂き、 さらに修正を加え、最終的には会長にご確認いただくということでよろしいでしょうか。

会 長 委員の皆様,よろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それではですね、ただいま示されております答申案に説明の とおり修正をしていただきまして、後日お送りいただきたいと思います。

4 その他 〔連絡事項〕

5 閉 会